

社内預金に関する協定

株式会社 ○○○○（以下「会社」という。）と労働者代表とは、会社が労働基準法第十八条二項の規定に基づき従業員の預金を受け入れ管理することにつき次のとおり協定する。

第一条 （自由意志の尊重）会社は社内預金制度の利用については、従業員の自由意志を尊重する。

第二条 （預金者の範囲）社内預金をすることができる者は、就業規則第○○条に定める従業員とする。

第三条 （預金残高の限度）預金者一人当たりの預金残高は○○○万円を超えないものとする。

第四条 （預金の範囲）預金は、会社の支払う給料及び賞与から預け入れるものに限る。

第五条 （預金の交換）会社は従業員が預金について従業員から返還の請求があった場合、または退職した場合はすみやかに返還する。

第六条 （利率）預金の利率は、毎年四月一日現在の5年のもの貸付信託の予想配当率とし、翌年三月三十一日までの間適用する。

② 前項にかかわらず、利率を変更せざるを得ないときは、その都度、会社・組合間で協議する。

第七条 （利子の計算方法）利子は、預入れの月からつける。但し、一六日以降月末までに預入れた場合は、預入れの月の利子はつけない。

② 払戻金に相当する預金には、その払戻しの月の利子は計算しない。

③ 利子は、月利計算の方法によって、毎年三月末および九月末までの各半年間の利子計算を行い、それぞれ翌月一五日に元金に繰り入れる。

第八条 （受入れおよび払戻しの手紙）会社は、預金者別の預金台帳を備え付け、預金の受入れ、払戻し、利子の受入れおよび預金残高を記録する。

② 預入れの単位は一、○○○円とする。会社は給料計算票に毎月の預金控除額を明記するとともに、預金通帳を交付する。

第九条 （預かり金の保全）会社は預金保全のため、預金者の毎年三月三十一日現在の預金総額に相当する金額につき、金融機関への定期性預金を準備する。

第一〇条 （社内預金保全委員会）社内預金の保全のため、労使同数の委員で構成する社内預金保全委員会を設置する。

② 社内預金保全委員会の規則は別に定める。

第十一条 （有効期間）本協定の有効期間は、平成 年 月 日から一年間とする。但し、会社又は労働者代表が期間満了2ヶ月前までに相手方に対して異議を唱えない場合には、さらに一年間有効とし、以後も同様とする。

平成 年 月 日

株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○太郎

株式会社 ○○○○

労働者代表 ○○一郎